

平成28年度保育料のお知らせ(認定こども園)

保護者のみなさまへ

保育料に関する大切なお知らせです。内容をご確認のうえ、保管をお願いします。

大阪市子ども青少年局

子ども・子育て支援新制度における保育料について

平成27年度から子ども・子育て支援制度に移行し、新たな保育料の制度が導入されています。

(1) 支給認定の区分

平成27年度から認定こども園による教育・保育を利用するためには、居住する市町村から利用にかかる認定(支給認定)を受ける必要があります。

支給認定にあたっては、子どもの保育の必要性及び年齢に応じ、次の区分のいずれに該当するかを認定します。

1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの
2号認定 (保育認定)	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他事由により家庭において保育を受けることが困難なもの
3号認定 (保育認定)	満3歳未満の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他事由により家庭において保育を受けることが困難なもの

また、2・3号認定(保育認定)の子どもについては、保護者の就労時間等により、次のいずれの保育必要量の区分に該当するかを認定します。

保育標準時間	1日の最大保育時間を11時間とするもの
保育短時間	1日の最大保育時間を8時間とするもの

(2) 子ども・子育て支援制度の保育料の体系

平成27年度からの認定こども園の保育料については、上記の認定区分(保育の必要性及び年齢)の別を問わず、市町村が設定することとなります。

- 認定区分に応じて保育料金額表が設定されます。
- 保護者等の所得の区分(階層区分)及び子どもの年齢に応じて保育料が設定されます。
階層区分は、同一世帯の保護者等の市町村民税額により決定しています。
- 2・3号認定(保育認定)の子どもについては、このほか保育必要量の区分に応じて保育料が設定されます。

幼児教育の無償化(5歳児)

大阪市では、「子どもの教育・医療 無償都市大阪」をめざし、5歳児(平成22年4月2日から平成23年4月1日生まれ)の保育料を無償化します。(認定区分が1号認定の方は無料、2・3号認定の方は約50%相当が無償化)

保育料金額表の階層数の変更

保育料を決定する階層について、1号認定の方は6階層から23階層、2・3号認定の方については20階層から23階層に変更し、階層の共通化を図ります。

きょうだい等がいる場合の保育料軽減の拡充(多子軽減)

教育・保育施設等を利用している子どもに兄・姉がいる場合、多子軽減の対象となる子どもの年齢を1号認定の方は小学校3年生以下、2・3号認定の方は小学校就学前までとしていましたが、平成28年度から1号認定の方は保育料金額表における第9階層まで、2・3号認定の方は第8A階層(ひとり親家庭等は第9階層)までの世帯については、年齢制限を撤廃します。

ひとり親家庭等(ひとり親、在宅障がい児(者)世帯等)に対する負担軽減の拡充

これまで市町村民税非課税世帯となるひとり親家庭等の保育料を無料としていましたが、平成28年度からはさらに1号認定の方は保育料金額表における第4階層から第9階層まで、2・3号認定の方は第3階層から第9階層までの世帯については、保育料の対象となる児童が1人目の場合は半額、2人目以降の場合は無料となります。

※ 本市では、保護者からの申請に基づき情報を把握しています。申請書等に記載がない場合等、多子やひとり親等にかかる届出された情報が正確ではない場合、保育料の決定額が本来の保育料とならない可能性があります。世帯状況等に変更があるなど、当初申請があった内容から変更があった場合はすみやかに区の保健福祉センターまでお申し出ください。

きょうだい等がいる場合の保育料軽減の拡充（多子軽減）

1号認定の方は第9階層、2・3号認定の方は第8A階層（ひとり親家庭等は第9階層）までの世帯

平成27年度までは1号認定の方は同一世帯から小学校3年生までの子ども（小学校就学前の子どもについては【教育・保育施設等】を利用している場合に限り）、2・3号認定の方は小学校就学前の子どもが2人以上教育・保育施設等を利用している場合は、年長順で1人目の子どもの保育料には保育料金額表中の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の（）内の金額が適用され、3人目以降の子どもは無料でした。

平成28年度からは国制度の変更に伴い、教育・保育施設等の利用の有無、年齢にかかわらず、生計を一にする※きょうだい等を保育料の多子軽減の算定対象とします。詳しくは区の保健福祉センターにご確認ください。

※生計を一にするとは

現にご一緒にお住まいである場合のほか、児童手当の支給対象児童、税法上の扶養親族、健康保険の被扶養者などは生計を一にするとみなします。また勤務、就学、療養等により一緒に住んでいない場合でも、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費などの送金をしている場合は生計を一にするとみなすことがあります。

1号認定の方は第10階層、2・3号認定の方は第8B階層（ひとり親家庭等は第10階層）以降の世帯

平成27年度までと同様に同一世帯から1号認定の方は小学校3年生までの子ども、2・3号認定の方は小学校就学前の子どもが2人以上教育・保育施設等を利用している場合は、年長順で1人目の子どもの保育料は保育料金額表中の上段の金額、2人目の子どもの保育料は下段の（）内の金額が適用され、3人目以降の子どもは無料となります。

【教育・保育施設等とは】

認定こども園、保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援・医療型児童発達支援、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業です。

《世帯状況の確認について》

本市では申請書等により世帯状況を把握しております。

以前の申請時に、記入されていないものの、ご一緒にお住まいである又は、お住まいでないが生計を一にするきょうだい等がおられる方は、区の保健福祉センターへご連絡ください。

※ 申請書等以外にも別途資料の提出を求めることがあります。

【1号認定（教育標準時間認定）の場合の多子軽減の数え方】

	例1			例2		
	世帯状況	第9階層までの世帯の保育料	第10階層以降の世帯の保育料	世帯状況	第9階層までの世帯の保育料	第10階層以降の世帯の保育料
第1子	小学校3年生	1人目	1人目	高校2年生	1人目	対象外
第2子	4歳児	2人目（半額）	2人目（半額）	小学校3年生	2人目	1人目
第3子	3歳児	3人目（無料）	3人目（無料）	4歳児	3人目（無料）	2人目（半額）

【2・3号認定（保育認定）の場合の多子軽減の数え方】

	例1			例2		
	世帯状況	第8A階層までの世帯の保育料	第8B階層以降の世帯の保育料	世帯状況	第8A階層までの世帯の保育料	第8B階層以降の世帯の保育料
第1子	小学校3年生	1人目	対象外	高校2年生	1人目	対象外
第2子	4歳児	2人目（半額）	1人目	小学校3年生	2人目	対象外
第3子	3歳児	3人目（無料）	2人目（半額）	4歳児	3人目（無料）	1人目

平成28年度 大阪市保育料金額表 1号認定 (教育標準時間認定)

(月額、単位：円)

旧階層区分	新階層区分	子どもが属する世帯の状況		3歳児	4歳児	5歳児	
旧第1	第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	
旧第2	第2	同一世帯の保護者等全員の平成28年度分(平成28年4月から8月までの間にあっては平成27年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯(以下「ひとり親世帯等」)	0	0	0	
			左記のうち上記以外の世帯	1,500 (750)	1,500 (750)	0	
旧第3	第3	同一世帯の保護者等全員の平成28年度(平成28年4月から8月までの間にあっては平成27年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	
			左記のうち上記以外の世帯	3,000 (1,500)	3,000 (1,500)	0	
旧第3	第4	同一世帯の保護者等全員の平成28年度分(平成28年4月から8月までの間にあっては平成27年度分)の市町村民税の所得割の額の合計額が右欄の範囲内の世帯	46,000円未満	ひとり親世帯等	4,300 (0)	4,300 (0)	0
			左記のうち上記以外の世帯	8,600 (4,300)	8,600 (4,300)	0	
	第5		46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,100 (0)	5,100 (0)	0
			左記のうち上記以外の世帯	10,200 (5,100)	10,200 (5,100)	0	
	第6		48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	5,600 (0)	5,600 (0)	0
			左記のうち上記以外の世帯	11,200 (5,600)	11,200 (5,600)	0	
	第7		50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	5,900 (0)	5,900 (0)	0
			左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	11,800 (5,900)	0	
	第8		54,000円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等	6,350 (0)	6,350 (0)	0
			左記のうち上記以外の世帯	12,700 (6,350)	12,700 (6,350)	0	
	第9		59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	6,750 (0)	6,750 (0)	0
			左記のうち上記以外の世帯	13,500 (6,750)	13,500 (6,750)	0	
旧第4	第10	77,101円以上 79,000円未満		15,800 (7,900)	15,800 (7,900)	0	
	第11	79,000円以上 97,000円未満		16,400 (8,200)	16,300 (8,150)	0	
	第12	97,000円以上 115,000円未満		17,100 (8,550)	16,800 (8,400)	0	
	第13	115,000円以上 133,000円未満		17,800 (8,900)	17,400 (8,700)	0	
	第14	133,000円以上 169,000円未満		18,700 (9,200)	17,800 (8,900)	0	
	第15	169,000円以上 211,201円未満		18,700 (9,200)	17,800 (8,900)	0	
旧第5	第16	211,201円以上 217,000円未満		19,600 (9,800)	18,200 (9,100)	0	
	第17	217,000円以上 256,000円未満		20,000 (10,000)	18,500 (9,250)	0	
	第18	256,000円以上 301,000円未満		20,500 (10,250)	18,800 (9,400)	0	
	第19	301,000円以上 358,000円未満		21,100 (10,550)	19,100 (9,550)	0	
	第20	358,000円以上 397,000円未満		21,200 (10,600)	19,200 (9,600)	0	
	第21	397,000円以上 432,901円未満		21,200 (10,600)	19,200 (9,600)	0	
旧第6	第22	432,901円以上 536,000円未満		22,200 (11,100)	20,200 (10,100)	0	
	第23	536,000円以上		22,200 (11,100)	20,200 (10,100)	0	

平成28年度 大阪市保育料金額表 2・3号認定(保育認定)

(月額、単位：円)

旧階層区分	新階層区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定				保育短時間認定			
				3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児
旧第1	第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
旧第2	第2	同一世帯の保護者等全員の平成28年度分(平成28年4月から8月までの間にあっては平成27年度分)の市町村民税が非課税である世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯		2,000 (1,000)	1,500 (750)	1,500 (750)	700 (350)	2,000 (1,000)	1,500 (750)	1,500 (750)	700 (350)
旧第3	第3	同一世帯の保護者等全員の平成28年度分(平成28年4月から8月までの間にあっては平成27年度分)の市町村民税が課税されている算定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が非課税である世帯		4,050 (0)	3,500 (0)	3,500 (0)	1,600 (0)	4,000 (0)	3,450 (0)	3,450 (0)	1,550 (0)
		左記のうち上記以外の世帯		8,100 (4,050)	7,000 (3,500)	7,000 (3,500)	3,200 (1,600)	8,000 (4,000)	6,900 (3,450)	6,900 (3,450)	3,100 (1,550)
旧第4	第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	5,050 (0)	4,550 (0)	4,550 (0)	2,100 (0)	5,000 (0)	4,500 (0)	4,500 (0)	2,050 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	10,100 (5,050)	9,100 (4,550)	9,100 (4,550)	4,200 (2,100)	10,000 (5,000)	9,000 (4,500)	9,000 (4,500)	4,100 (2,050)
旧第5	第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,900 (0)	5,200 (0)	5,200 (0)	2,400 (0)	5,850 (0)	5,150 (0)	5,150 (0)	2,350 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	11,800 (5,900)	10,400 (5,200)	10,400 (5,200)	4,800 (2,400)	11,700 (5,850)	10,300 (5,150)	10,300 (5,150)	4,700 (2,350)
旧第6	第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	7,000 (0)	6,750 (0)	6,250 (0)	2,750 (0)	6,900 (0)	6,650 (0)	6,150 (0)	2,650 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	14,000 (7,000)	13,500 (6,750)	12,500 (6,250)	5,500 (2,750)	13,800 (6,900)	13,300 (6,650)	12,300 (6,150)	5,300 (2,650)
旧第7	第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,850 (0)	7,600 (0)	7,050 (0)	3,100 (0)	7,750 (0)	7,500 (0)	6,950 (0)	3,000 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	15,700 (7,850)	15,200 (7,600)	14,100 (7,050)	6,200 (3,100)	15,500 (7,750)	15,000 (7,500)	13,900 (6,950)	6,000 (3,000)
旧第8	第8	8A 54,000円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	9,150 (0)	8,750 (0)	8,100 (0)	3,550 (0)	9,050 (0)	8,650 (0)	8,000 (0)	3,450 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	17,500 (8,750)	16,200 (8,100)	7,100 (3,550)	18,100 (9,050)	17,300 (8,650)	16,000 (8,000)	6,900 (3,450)
		8B 57,700円以上 59,000円未満	ひとり親世帯等	9,150 (0)	8,750 (0)	8,100 (0)	3,550 (0)	9,050 (0)	8,650 (0)	8,000 (0)	3,450 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	18,300 (9,150)	17,500 (8,750)	16,200 (8,100)	7,100 (3,550)	18,100 (9,050)	17,300 (8,650)	16,000 (8,000)	6,900 (3,450)
旧第9	第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	10,750 (0)	9,850 (0)	9,050 (0)	3,950 (0)	10,650 (0)	9,750 (0)	8,950 (0)	3,850 (0)
			左記のうち上記以外の世帯	21,500 (10,750)	19,700 (9,850)	18,100 (9,050)	7,900 (3,950)	21,300 (10,650)	19,500 (9,750)	17,900 (8,950)	7,700 (3,850)
旧第10	第10	77,101円以上	79,000円未満	21,500 (10,750)	19,700 (9,850)	18,100 (9,050)	8,700 (4,350)	21,300 (10,650)	19,500 (9,750)	17,900 (8,950)	8,100 (4,050)
旧第10	第11	79,000円以上	97,000円未満	24,900 (12,450)	23,500 (11,750)	20,100 (10,050)	9,500 (4,750)	24,700 (12,350)	23,300 (11,650)	19,900 (9,950)	8,500 (4,250)
旧第11	第12	97,000円以上	115,000円未満	28,300 (14,150)	24,600 (12,300)	20,600 (10,300)	10,300 (5,150)	27,900 (13,950)	24,200 (12,100)	20,200 (10,100)	9,000 (4,500)
旧第12	第13	115,000円以上	133,000円未満	32,700 (16,350)	26,900 (13,450)	22,100 (11,050)	11,100 (5,550)	32,300 (16,150)	26,500 (13,250)	21,700 (10,850)	9,700 (4,850)
旧第13	第14	133,000円以上	169,000円未満	39,400 (19,700)	31,000 (15,500)	25,000 (12,500)	12,600 (6,300)	39,000 (19,500)	30,600 (15,300)	24,600 (12,300)	9,900 (4,950)
旧第14	第15	169,000円以上	211,201円未満	45,100 (22,550)	32,700 (16,350)	26,400 (13,200)	12,900 (6,450)	44,500 (22,250)	32,100 (16,050)	25,800 (12,900)	10,100 (5,050)
	第16	211,201円以上	217,000円未満	45,100 (22,550)	32,700 (16,350)	26,400 (13,200)	13,300 (6,650)	44,500 (22,250)	32,100 (16,050)	25,800 (12,900)	10,300 (5,150)
旧第15	第17	217,000円以上	256,000円未満	50,700 (25,350)	36,300 (18,150)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	50,100 (25,050)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
旧第16	第18	256,000円以上	301,000円未満	53,000 (26,500)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	52,400 (26,200)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
旧第17	第19	301,000円以上	358,000円未満	59,200 (29,600)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	58,600 (29,300)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
旧第18	第20	358,000円以上	397,000円未満	61,700 (30,850)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	61,100 (30,550)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
旧第19	第21	397,000円以上	432,901円未満	65,900 (32,950)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	65,300 (32,650)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
	第22	432,901円以上	536,000円未満	65,900 (32,950)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	65,300 (32,650)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)
旧第20	第23	536,000円以上		70,600 (35,300)	36,800 (18,400)	29,800 (14,900)	13,700 (6,850)	70,000 (35,000)	34,100 (17,050)	27,200 (13,600)	10,800 (5,400)

ひとり親家庭等（ひとり親、在宅障がい児（者）世帯等）に対する負担軽減の拡充

平成27年度まではすべての認定区分の第2階層にあたるひとり親家庭等については、保育料が無料でした。

平成28年度からは、国の制度の変更により、すべての認定区分の第9階層までの世帯については1人目の子どもについては半額、2人目以降の子どもについては無料となります。

1号認定の方は第4階層～第9階層、2・3号認定の方は第3階層～第9階層まで

1号認定の方は保育料金額表の第4階層から第9階層まで、2・3号認定の方は第3階層から第9階層までのひとり親家庭等の世帯については、多子軽減における年齢制限が撤廃されかつ、ひとり親家庭等の軽減が適用されます。

（例）1人目大学1年生、2人目認定こども園入所

→認定こども園に入所している子は、年齢制限がないことから、2人目と判断され、またひとり親家庭等の軽減の対象にもなりますので、保育料は無料となります。

※ 第10階層以降のひとり親家庭等については、保育料金額表の金額となります。

その他の減免等について

※以下の軽減については毎年度申請が必要となります。

未婚のひとり親への寡婦（夫）控除等のみなし適用

市町村民税においては、未婚のひとり親は寡婦（夫）控除等の対象外となっておりますが、本市では、未婚のひとり親を対象に、保育料算定上、寡婦（夫）に該当するものとみなした税額を算定し、保育料の軽減を行います。

※ 継続入所の方についても、申請は年度ごとに必要となりますのでご注意ください。

対象者

婚姻によらないで母（父）となり、その後婚姻をしておらず、児童を扶養している方
ただし、次のいずれかに該当する方は対象外とします。

- ① 事実上、婚姻と同様の関係の状態にある者がいる方
- ② 前年の所得の額が、児童扶養手当の一部支給の所得制限額以上である方（全部支給停止者）

手続

利用されている保育所のある区の保健福祉センターに、次の書類をご提出ください。

- ① 利用者負担額（保育料）減額または免除申請書
- ② 児童扶養手当証書（写）又は児童扶養手当支給停止通知書

その他、次のような場合、保育料が軽減されることがあります

- ・市町村民税の減免を受けた場合
- ・その他、罹災などの不測の事態により保育料の支払いが困難になった場合など

別表（注）

- 1 保護者等とは、子どもと同一の世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（当該世帯において最多の収入を得ているものに限り、）をいいます。
ただし、①当該世帯の生計が父母の収入によって成り立っていると認められる場合、②父母以外の扶養義務者で当該世帯において最多の収入を得ているものの収入が当該世帯の生計を維持するに足るものではないと認められる場合は、父母以外の扶養義務者は含めません。
- 2 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- 3 他市からの転入者で課税資料を提出されていない方や税申告をされていない方など課税状況が判明しない場合は、課税状況が判明するまでの間は、第23階層とします。
- 4 3歳未満児、3歳児、4歳児、5歳児の区分は、平成28年4月1日における年齢によるものとします。
- 5 年長順で1人目にあたる子どもの保育料には保育料金額表の表中の上段の金額が、2人目の子どもの保育料は下段の（）内の金額が適用され、3人目以降の子どもの保育料は無料となります。詳しくは2ページ「きょうだい等がいる場合の保育料軽減の拡充（多子軽減）」をご覧ください。
- 6 ひとり親世帯とは、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいいます。
- 7 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯をいいます。
 - ①身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ②療育手帳の交付を受けた者
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④特別児童扶養手当の支給対象児
 - ⑤国民年金の障害基礎年金等の受給者

保育料の決定・変更について

(1) 保育料の決定・変更方法について

平成28年4月～8月分保育料については、平成27年度の市町村民税額に基づいて決定します。9月分以降の保育料については、平成28年6月頃に決定される平成28年度の市町村民税額に基づいて決定します。

平成28年1月2日以降に大阪市外より転入された方については、大阪市の課税台帳により市町村民税額が確認できないため、転入前の市町村で発行される課税証明書等をご提出いただきます。

6月に勤務先から配布される「給与所得等に係る市町村民税特別徴収税額決定通知書」または6月に市町村から交付される「個人市町村民税納税通知書」を保管しておいてください。

9月分以降の保育料に変更がある方については、8月下旬頃に保育料の変更決定通知を送付します。

(2) 保育料金の仮決定について

市民税情報が本市において把握できない場合について、別途課税に関する資料の提出を求める可能性があります。資料の提出が遅れた場合、保育料金額表における最高階層である23階層として仮決定がなされることがありますのでご注意ください。

※ 仮決定後に課税に関する資料提出があり、なおかつ決定内容に変更がある場合は、遡って保育料の変更決定処理を行います。

（例）0～2歳児の場合（2・3号認定における保育標準時間）

第23階層 70,600円

正しい保育料の決定のために届け出が必要なことについて。

保育料を正しく決定するためには、世帯の状況や課税状況の確認が必要となります。

次のような場合は、速やかに区の保健福祉センターお知らせください。

- ・修正申告などで税額が変わった場合
- ・婚姻、離婚等により扶養義務者に異動があった場合
- ・その他世帯状況（世帯員の方が障がい者手帳等を取得された、生活保護の受給開始等）に変更があった場合

※ このほかにもご一緒にお住まいではないが、生計を一にするきょうだい等がいらっしゃる等、世帯状況に変更がある方は、区の保健福祉センターにご連絡ください。なお軽減措置に関しては、異動届兼認定変更申請書等で申請を要します。